

諸外国における 再審法制の改革状況

— 世界はえん罪とどう向き合ってきたか —

JFBA 日本弁護士連合会



諸外国における 再審法制の改革状況

— 世界はえん罪とどう向き合ってきたか —

諸外国の再審法制の改革状況

国名	再審判断を行う機関	再審の法的性格	再審開始に対する検察官上訴	特徴
フランス	裁判所	利益再審	できない	【再審手続の改善】 （2014年改正） ◎事前の証拠調請求権の創設（再審請求前に証拠の取調べを検察官に請求できる）。 ◎審査機関として、再審・再審査法院の創設（破毀院の司法官18名で構成）。 ◎法院内の「予審委員会」（補充の情報収集も可能）がまず審査。
ドイツ	裁判所	利益再審 不利益再審	できない	【再審手続の改善】 （1960年代から） ◎通常審でも一件記録（電子データ化される）全体の閲覧可能。 ◎再審請求段階では、通常審以上に証跡記録の閲覧も可能。 ◎再審請求人の手続保障（準備段階から国選弁護制度、証人尋問等への立会権）。
韓国	裁判所	利益再審	できる	【検察改革に向けて】 （2017年以降） ◎2017年、法務部内に独立した第三者機関（検察過去事委員会）設置。 ◎「国家人権委員会」が、再審開始決定に対する検察官抗告への改善勧告と、再審請求審の迅速な進行、積極的な刑の執行停止を提言。 ◎検察庁が抗告を慎重に行うマニュアルを作成。
台湾	裁判所	利益再審 不利益再審	できる	【再審手続の改善】 （2015年改正）新規性、明白性の改正（より認められやすい基準）。 （2019年改正）情報獲得権、意見陳述権、証拠調べ請求権、審理の原則公開保障。 【新たな立証手段の保障】 ◎2016年、確定判決後の受刑者がDNA鑑定を請求する手続を立法で明文化。
アメリカ	裁判所	利益再審	できる ※人身保護認容の場合 原則できない ※再審理開始の場合	【イノセンス革命】 （えん罪の防止、救済を目的とする刑事司法改革） 1990年以降、DNA鑑定を用いて無実の罪を晴らす民間の「イノセンス運動」の拡大。 【検察改革】 検察庁内に誤判の可能性を検証する機関（CIU）設置の州が増加。 【新たな立証手段の保障】 連邦とすべての州で有罪判決後DNA鑑定を認める立法制定。 【第三者機関】 ノースカロライナ州で独立した公的機関「えん罪調査委員会」（NCIIC）創設。
イギリス	第三者機関 + 裁判所	利益再審 不利益再審	できない	1995年、政府から独立し、強大な調査権を持つ公的機関「刑事事件再審委員会」（CCRC）設置。 類似の機関が、他の国（スコットランド、カナダ、ノルウェー等）でも創設。

フランスの場合

再審には、有罪であることに疑いを生じさせる新たな事実又は前訴で知り得なかった証拠が必要である。再審の可否を決定するのは、再審・再審査法院（破毀院の司法官18名で構成）である。



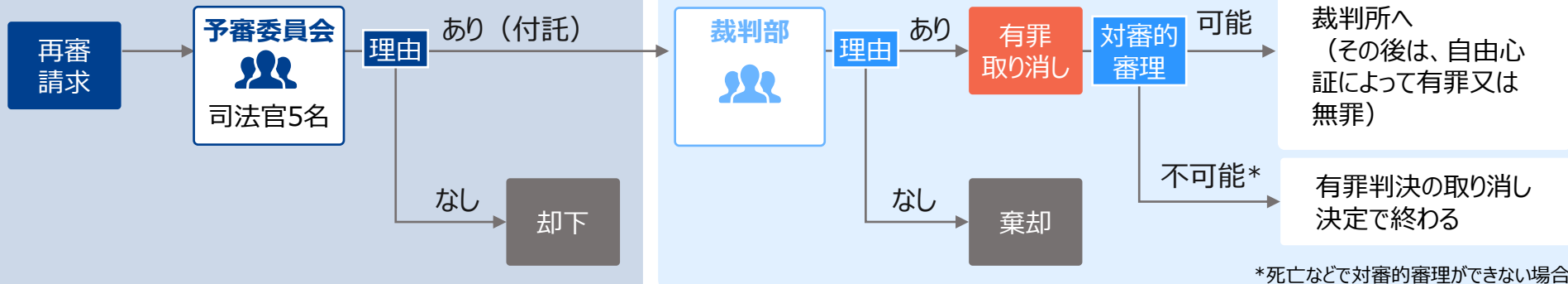
(1) 予審委員会（再審・再審査法院内の組織）

請求があると、予審委員会が審査し、請求が明らかに要件を満たさないときは、不受理として請求を却下（不服申立は不可）。受理された場合、新事実あるいは新証拠に関する審理（予審）を行い、理由があるときは裁判部に付託する。予審委員会の決定に対して不服申立はできない。

(2) 裁判部

予審に続いて審理を行う。公開の法廷で、事件につき実体判断を行ったうえで理由を付した決定をする。請求に理由があるときは、有罪判決が取り消され、再審の方向に進む。裁判部の決定に対しても不服申立はできない。

再審・再審査法院（破毀院の司法官18名）



証拠開示
関係

(1) 事前の証拠調請求権

再審請求を検討している者は、請求前に、検事に対し、新事実の提出又は確定審で知られていなかった証拠の顕出に必要と思われるすべての証拠の取り調べを請求でき、これを受けた検察官は、理由を付した決定書によって回答しなければならない。

(2) 予審委員会における調査

予審委員会は職権で補充の情報収集をすることができる。再審請求者は、予審委員会に対して、請求の審理に必要なと思われるすべての書類を取り調べることを請求できる。

ドイツの場合

再審には、新事実又は新証拠の提出により、そのみで、又は取調べ済みの証拠をあわせて、被告人の無罪を理由づけるのに適していることが必要である。



(1) 適法性の審査

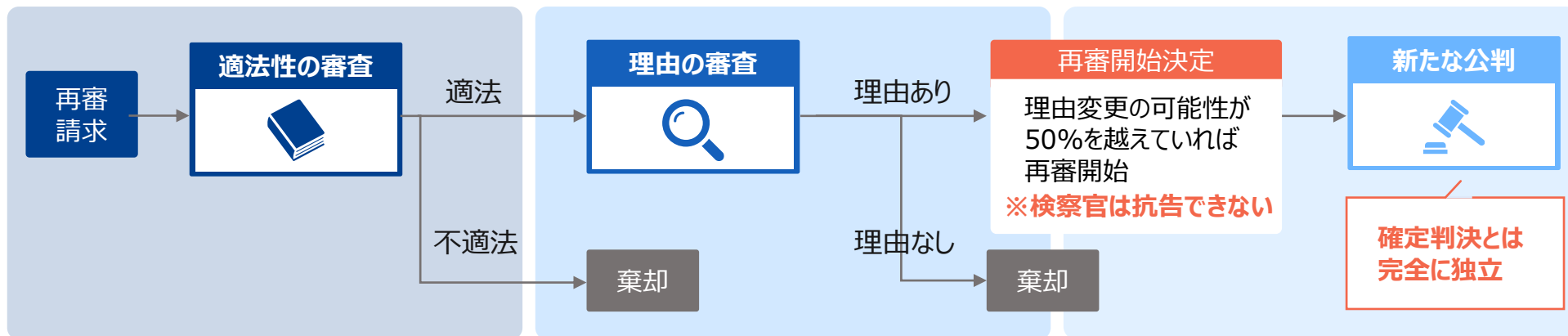
再審の請求が法令上の方式に違反しているとき、法律の定める再審事由を主張していないとき、又は、見込みのある証拠を示していないときに、請求を不適法として棄却する。証拠調べや具体的な証拠評価は行わない。

(2) 理由の審査

再審裁判所は、職権探知主義により職権証拠調べを及ぼす（再審請求人が指摘・請求した証拠に限られない）。ただし、再審請求の理由を審査するための「仮」のものにすぎないため、再審公判で行うべき証拠調べを先取りすることは許されないとされている。（1）の適法性の審査と一体として判断されることもある。

(3) 新たな公判

新たな公判（再審公判）は、確定判決とは完全に独立して行わなければならない、証拠も新たに構築され、それを踏まえて判決を下す必要がある。有罪の言渡しを受けた者に対し、これを無罪とするのに十分な証拠があるときは、裁判所は直ちに無罪の言渡しをすることができる。再審公判は、審理が公開され、直接主義・口頭主義の下に審理が進められる。



記録閲覧制度

弁護人には記録閲覧権が保障されており、その基本理念や条文は通常手続でも再審手続でも共通である。捜査段階では、捜査目的の妨害を理由に検察官が閲覧拒否することがありうるが、捜査終了後は、そのような理由で拒否することは許されない。再審請求審では、通常審で閲覧対象から除外される可能性のある「証跡記録」（当該事件の対象となっている所為とは関連するが、捜査機関の判断によると、被疑者・被告人自身に関連しない記録）も閲覧対象とされる。

証拠開示
関係

韓国の場合

韓国の刑事訴訟法上の再審の条文は日本とほとんど同じであり、再審には証拠の新規性と明白性が必要である。また、韓国では、特別法等によって再審を実現することも行われてきており、時に重要な役割を果たしてきたが、2017年以降は、法務部内に第三者委員会（検察過去事委員会）を設置し、検察官の対応に問題があった事案に関する再審手続が行われるようになった。さらに、明白な証拠上の誤りがない限り、検察官抗告は行わない等の検察改革が行われるとともに、2019年以降、再審制度の改革のための刑事訴訟法改正に向けた検討が進んでいる。



過去事清算

韓国では、1987年の民主化以前の人権弾圧や無令状による身体拘束等に基づく国家による処罰について、その原因究明や被害者救済を図る動き（過去事清算）が重要な価値を有する。

特別法等による再審

（これとは別に、刑事訴訟法上の再審請求が認められ無罪になった例も、もちろん存在している。）

憲法裁判所上の再審

違憲決定が出た刑罰法令による有罪の確定判決に対する再審。

代表例 姦通罪違憲決定に伴う再審

個別事件を対象にした再審

民主化以前の人権侵害を救済する必要性から個別立法等で行う再審（過去事清算の一環）。

代表例① 5.18民主化運動等に関する特別法

光州事件関連の事件について、刑事訴訟法上の再審事由の有無を問わずに再審請求を認め、400名近い者が無罪となった。

代表例② 2000年疑問死真相究明委員会（行政機関）による調査

1975年の人民革命党再建委員会事件に関する前記委員会の調査によって、再審無罪となった。

● 検察改革 ●

- 2017 **検察過去事委員会**（検察の人権侵害や権限濫用を調査する組織）ならびに下部組織として**大検察庁真相調査団**を設置。
- 2018 国家人権委員会による再審事件の検察官抗告への改善勧告。
- 2017.8～2019.6 大検察庁（日本の最高検に相当）が権威主義的政権期の政治・公安事犯等について職権で再審請求（487名）を行う。
- 2019.6 大検察庁「過去事再審事件対応マニュアル」策定、再審開始決定に明白な誤りがない限り即時抗告は行わない（方針）。

● 刑事訴訟法改正に向けた動き ●

- 2019.12 国会議員、弁護士、裁判官らが「再審関連刑事訴訟法改正のための討論会」開催。その後、国会議員だった表蒼園が刑事訴訟法改正案発表。新規性要件の緩和、再審請求権者の拡大、開始決定に対する検察官抗告の制限、請求審等における審理期間の設定。COVID-19等の影響により第20代国会会期では廃案となったが、法改正の機運は高まっている。

台湾の場合

台湾も、日本と同じような再審法制（再審には無罪等を認めるべき確実な新証拠が必要）だったが、近時の法改正により、再審開始が容易となり、手続保障も充実した。



法改正の経過

2015.02	新規性と明白性の意味と判断方法の改正	再審請求理由の「確実な新証拠」にいう「新証拠」は、新「証拠」でなく、新「事実」であってもよく、「判決確定前に存在し、又は成立していたが調査はしていなかったもの、若しくは判決が確定した後に存在し、又は成立していた事実や証拠」とされ、明白性の判断方法として、従来の単独評価（判断）に加え、総合判断も明文化した。
2016.11	「刑事事件確定後デオキシリボ核酸鑑定に関する法律」成立	他の要件もあるが、再審開始に必要な新事実又は新証拠になることが合理的に期待できるときは、原裁判所にDNA鑑定を請求できる。
2018.03	憲法解釈762号公布	被告人は憲法上、訴訟権を有しているから、被告人自身が記録情報獲得権を有し、弁護人と被告人で扱いが違うのは憲法違反。
2019.06	通常審の記録閲覧について法改正	情報獲得の形式と例外を設けながら、原則的に被告人も、弁護人と同様に防御権を行使するために、捜査の一件記録を獲得することができる。
2020.01	再審編大幅改正	記録閲覧等は、再審にも通常審の規定を準用。 再審請求段階において、弁護士を代理人として委任できることを明文化。 再審請求審における口頭弁論の原則化、証拠調べ請求権の明文化。

証拠開示
関係

2019年刑事訴訟法改正

2018年3月の憲法解釈762号において、刑事訴訟手続における「記録情報獲得権」は被告人・弁護人の憲法上の権利であると確認され、同解釈に従って、2019年の刑事訴訟法改正により、通常審・再審手続の区別なく原則的にすべての記録と証拠物の情報を獲得できるようになった。

アメリカの場合

アメリカは、日本と違い、被告人の上訴について、第1審の公判記録に現れた事実に基づく法的な主張しかできない。無実を主張する被告人は、上訴以外に有罪判決を見直すための制度を利用することになるが、いわゆる再審制度のないアメリカにおいては、この有罪判決を見直すための制度が、事実上再審的な機能も果たしている。なお、アメリカは州によって制度や法律が異なっていることが多い。



有罪判決を見直すための仕組み

無罪判決の申立て

陪審裁判で有罪の評決を言い渡された被告人は、裁判官に合理的な疑いを超える証明がないことを理由に無罪判決を求めることができる。

再審理の申立て

●被告人は判決裁判所に再審理申立が可能

陪審
評決後

量刑
言い渡し後

新証拠が
発見された後

●DNA鑑定を求める権利

被告人は公判後DNA鑑定を請求でき、鑑定結果を新証拠として再審理を求めることができる。

有罪判決後の手続（人身保護手続）

これは、民事上の手続であるが、ほぼ全ての州と連邦に手続あり。

新証拠が発見され、えん罪の可能性が高まった場合、裁判所は判決の無効、再審理を命じることができる。

身体拘束等がある場合にしか請求できない。その他、司法手続外であるが、行政恩赦により無実の者が非常救済されることもある。

えん罪救済のための新たな仕組み



ノースカロライナ州「えん罪調査委員会」

2006年に設立されたアメリカ初の独立の公的機関。

CIU（検察庁内部のえん罪を検証する部門）の設置

2021年現在93地域。責任者が刑事弁護士から選ばれる場合もあり。検察庁内の独立性のある機関としてえん罪の疑いのある事件を再調査。

証拠開示 関係

ワシントン州

判決後すべての証拠・事件記録が公的記録とされ、州の情報公開法により誰でも州に対して開示を請求することができる。これとは別に公判調書などは裁判所に対してウェブ上で請求することができる。（プライバシーや秘匿捜査を保護する必要性があるときなど一定の例外規定あり）

テキサス州

2013年に成立した「マイケル・モートン法」により、検察官に起訴後の全証拠開示が義務づけられ、検察官が非政府機関とコンタクトした場合も情報開示義務がある。検察官の証拠開示義務は公判前、公判中のみならず公判後にも拡張されている。

イギリスの場合

事件の再調査を実施するCCRC（刑事事件再審委員会。11名以上で構成され、うち1/3は法曹資格者）が存在する。CCRCは、控訴院が有罪判決を破棄する「現実的可能性」があると判断した場合に、事件を控訴院に付託する（差戻す）。CCRCは、あらゆる公的機関に加え、民間組織および私人からも事件の再調査に必要なすべての資料を入手する権限を有し、警察等に調査を依頼する権限も持つなど、強大な調査権限を有している。なお、CCRCが付託決定を出した事件の有罪判決が破棄される割合は、近時において約6割である。

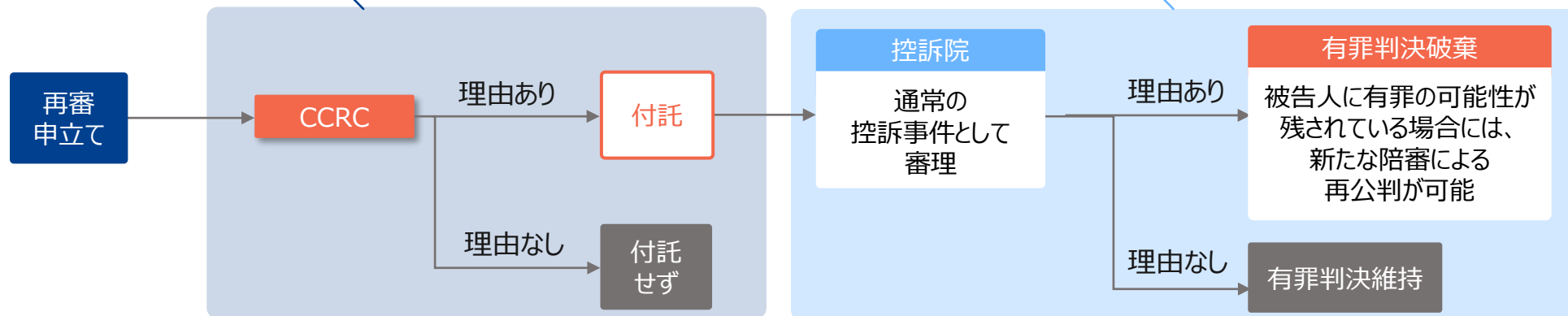


(1) CCRCに対する再審申立てと再調査

CCRCに対する再審申立てにあたり、完全な新証拠は必要なく、再調査の必要性を示唆する何かを提起すれば足りる。CCRCは、再調査により、控訴院を説得できるだけの新証拠を確認・発見したときは、控訴院が確定有罪判決を破棄する「現実的可能性」があるとして、事件を控訴院に差し戻すこと（付託）ができる。

(2) 控訴院における公判審理


事件の付託を受けた控訴院は、通常の控訴事件として、再び事件を審理・判断する。有罪判決が妥当でないと判断する場合にはこれを破棄し、有罪判決の妥当性に疑問がある場合でも、なお被告人に有罪の可能性が残されていると判断する場合には、新たな陪審による再公判を命じることができる。



CCRCの
権限・実績と
証拠開示
関係

CCRCは、強大な調査権限を有しており、この調査権限を行使することが、事実上証拠開示に代替する機能を果たしている。再調査の過程に検察庁が当事者として関与することは想定されておらず、付託決定に対する検察官からの異議申立ても許されない。CCRCは、年間1400～1500件程度、1997年4月以来2021年までに2万6千件以上の請求を受けたが、そのうち753件について裁判所に再審を勧告（付託）した。

本資料に関し何かご不明な点等がございましたら、
以下までお気軽にお問い合わせください。

 **日本弁護士連合会**

<https://www.nichibenren.or.jp/>

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3弁護士会館
日本弁護士連合会人権部人権第一課
電話 03-3580-9841